

平成25年度 村・県民税兼国民健康保険税申告受付のお知らせ

村・県民税の申告を3月15日まで受付しております。平成24年分（平成24年1月1日から平成24年12月31日まで）の所得について送付された申告書に記入し、申告期間内に提出して下さい。収入がない方でも、各種証明（所得証明書・課税証明書等）の交付、国民健康保険税の軽減措置や高額療養費の支給、国民年金保険料の免除申請及び各種手当の受給ができなくなるなど不利益をこうむる場合がありますので、必ず申告書を提出してください。

また、郵送でも受け付けます。郵送される方は申告書の内容について後日お電話で確認させていただく場合がありますので、必ず連絡先を記入してください。

なお、申告期間を過ぎますと、公営住宅への入居・更新手続き、就学援助等の手続きの際に必要な所得証明書、課税証明書等の発行に支障がありますので期間内で申告を済ませてください。

申告受付期間：3月15日（金）まで

申告場所：読谷村役場 1階村民ホール

受付時間：9時～11時、13時～16時 ※土・日をのぞく

午前の受付時間は、当日の状況により時間前に終了することもありますので、予めご了承ください。

なお、申告期限間近になりますと大変混み合い、待ち時間が長くなりますので、早めの申告にご協力をお願いします。

※3月15日の申告期限を過ぎますと、5月15日以降の申告相談・受付となりますので、ご了承ください。

期限内の申告書提出をお願いいたします。

お問い合わせ：読谷村役場 1階税務課 ☎982-9206

学生の方へ 年金の納付特例申請はお済みですか？

窓口で申請する場合

20歳以上の大学生・専門学校の学生さんで国民年金保険料が納付困難な場合は「学生納付特例」制度を活用しましょう。承認を受けるとその期間の保険料の納付が猶予されます。

（学校教育法で定められた学校のみ）申請は毎年必要です。

申請に必要なもの：学生証又は在学証明書（コピー可）・印鑑・年金手帳

ハガキ形式の申請書で申請する場合

前年度に学生納付特例申請が承認された学生で、翌年度も引き続き在学予定の方（社会保険庁が把握している人に限る）へは、ハガキ形式の申請書が送付されます。

申請方法：学生納付特例申請書ハガキの申請者記入欄を全て記入し、目隠しシールを貼ったうえでポストへ投函してください。

※在学する学校等が変わったときは、ハガキによる申請はできません。ハガキが送付されなかった方で、引き続き学生の方は、従前の方法により、役場1階住民年金課窓口で申請してください。

3月に卒業した方の場合

平成25年度3月で卒業したため学生ではなくなった方で、4月以降の国民年金保険料の納付が困難な方は、一般の「保険料免除制度」や30歳未満の「若年者納付猶予制度」がありますので、役場1階住民年金課窓口へご相談ください。

学生納付特例制度を利用するメリット

学生の期間中に、万一の事故や病気で障害が残ったとき、一定の要件を満たしていれば「障害年金」が受けられます。

追納

学生納付特例の承認を受けた期間を、将来受け取る年金額へ反映させるために卒業後はお早めに追納して、年金を満額に近づけましょう！



お問い合わせ：読谷村役場 1階住民年金課 ☎982-9207